

# 鋸南町地域公共交通計画策定支援業務委託提案仕様書

## 1 委託業務の名称

鋸南町地域公共交通計画策定支援業務委託

## 2 本業務の目的

本町の地域公共交通は、鉄道、町営循環バス及びタクシーが運行しているが、近年では高齢化や運転手不足の深刻化などにより、地域公共交通の確保・維持が困難な状況になりつつある。

しかし、地域における移動手段は、交通分野の課題解決にとどまらずまちづくり、観光振興、更には健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらしており、地域社会全体の価値を高める上で地域公共交通の確保・維持は、ますます重要な課題となっている。

このようなことから、本業務では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に基づき、本町の地域公共交通施策のマスタープランとなる「鋸南町地域公共交通計画」を策定するために、町民の移動実態、ニーズ等の調査の実施により、本町における地域公共交通の課題の整理や基本方針、地域公共交通に関する施策、実施主体について検討し、計画のとりまとめを行うことを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで

## 4 計画期間

5年間（令和8年度から令和12年度）

## 5 対象地域

鋸南町全域

## 6 業務内容

### （1）地域公共交通を取り巻く状況及び上位・関連計画の整理

本町の地理的条件や道路網の状況、人口（分布・密度）、高齢化率、主要施設分布、自動車保有台数などに加えて、域外からの流出入状況や渋滞による影響等の地域特性を把握し、整理分析を行う。

また、上位・関連計画から、町が目指す将来像やまちづくりの方向性とそのために必要な公共交通体系などについて整理を行う。

### （2）公共交通等の状況把握・データ分析

公共交通の運行状況や利用状況の他、運転免許証自主返納や各種行政支援（福祉・教育分野等）の利用実績等も併せて集計、整理を行い、財政負担など含めた、公共交

通の現状と今後の公共交通の在り方について整理・分析を行う。加えて交通結節点などの有効利用に関する方策の検討を行う。

また、人流データなど移動需要や他交通施策に関するデータ分析も併せて行い、上記内容との関連を含めた整理を行う。

なお、財政負担については、鋸南町と同等人口を有する町などの類似団体に対する公的財政負担の状況についてのアンケート調査、公共交通が与えるクロスセクター分析（通学、通勤、通院、観光地への移動等）を実施する。

### (3) 利用実態調査

町営循環バスの利用者に対する利用者アンケート調査を実施する。調査方法は1日全便の車両に調査員が同乗し、アンケート調査票を用いた利用者ヒアリング形式により平日、休日に実施する。

### (4) 町民・関係者意識の把握

移動実態や公共交通の利用状況、公共交通の課題や利用の可能性、その他意見の把握に関するアンケートを実施する。なお、抽出方法や設問内容等は発注者との協議により決定する。

#### ア 住民

無作為抽出により町民2,000名を対象にアンケート用紙を配布。

※データ抽出及び宛名ラベル作成、発送用封筒の用意は町が行う。

#### イ 高校生向けアンケート

町内の高校生を対象にアンケート用紙を配布。

※データ抽出及び宛名ラベル作成、発送用封筒の用意は町が行う。

#### ウ 小中学生保護者アンケート

町内の小中学生の保護者を対象にアンケート用紙を配布。

#### エ その他公共交通に関わる関係者意識の把握

地域に関わる交通事業者、学校、病院、福祉施設、商業施設、観光施設等に対してアンケート用紙を配布ならびに必要に応じてヒアリングを実施。

### (5) 地域公共交通活性化協議会（以下「法定協議会」という。）等の運営支援

#### ア 法定協議会の運営支援

法定協議会の資料作成、会議への出席・説明等、会議録の作成支援等を行う。法定協議会の開催は3回程度を予定する。

#### イ ワークショップの開催

本計画の策定に関するワークショップの開催、資料作成、会議録の作成支援等を行う。町域を複数の地域に分けてのワークショップ実施を3回程度想定し、各回におけるテーマは発注者との協議により決定する。

### (6) 地域公共交通計画（案）のとりまとめ

前項までの結果を踏まえ、次の項目等について検討し、計画案の作成を実施する。

#### ア 地域公共交通の現状、課題の整理

#### イ 基本方針、計画目標の検討

- ウ 施策、実施主体の検討
  - エ 達成状況評価に関する事項の検討
  - オ 地域公共交通計画（案）の作成
- (7) パブリックコメント支援
- 計画案の周知及び意見の徴収を行うため、パブリックコメントを実施する。パブリックコメントの資料作成、住民からの意見の整理、質問への回答案の作成を実施する。

## 7 成果品

本業務の成果を取りまとめた、次の成果品を納入する。

成果品の提出期限は令和8年3月6日（金）までとする。

- (1) 業務報告書 1部
- (2) 鋸南町地域公共交通計画 100部
- (3) 鋸南町地域公共交通計画概要版 100部（A3判両面）
- (4) 上記の電子データ（CD-R, DVD-R） 1式

## 8 業務の進め方

- (1) 業務の進め方や進捗状況等については、適宜協議を行いながら進めるものとする。協議の実施後は速やかに協議録を作成し、その都度提出するものとする。
- (2) 本業務に関し、町は所有するデータを必要に応じて可能な限り提供するものとする。

## 9 個人情報の保護・秘密の保持

- (1) この業務の履行にあたり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、この業務の履行にあたって、直接または間接に知り得た全ての情報について、外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

## 10 権利関係

- (1) 本業務の成果品の著作権等はすべて発注者に帰属するものとし、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与又は使用等をしてはならない。なお、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により不良箇所が発見された場合は、速やかに必要な措置を講じるものとし、これに要する経費は受注者が負担するものとする。
- (2) 本業務の履行にあたっては、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

## 11 その他

本仕様書の内容等について疑義のある場合は、双方協議のうえ決定するものとする。